

公共工事における前払金及び中間前払金の限度額の引上げについて

公共工事の円滑な施工確保及び新型コロナウイルス感染症拡大による経営状況の悪化が予想される請負業者の資金調達の円滑化を図るため、契約事務規則等を改正し、公共工事における前払金及び中間前払金の限度額を引き上げることとしました。

○改正点

	改正前	改正後
前払金①※	契約金額の4割以内 <u>5,000万円限度</u>	契約金額の4割以内 <u>1億円限度</u>
前払金②※	契約金額の3割以内 <u>3,000万円限度</u>	契約金額の3割以内 <u>1億円限度</u>
中間前払金	契約金額の2割以内 <u>2,500万円限度</u>	契約金額の2割以内 <u>5,000万円限度</u>

※ 前払金①：土木工事、建築工事及び設備工事

前払金②：測量並びに土木工事等に関する調査、設計及び工事監理